

質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書 3. （2）検討会及び説明会の開催支援について ・YouTubeライブ配信について、環境省YouTubeチャンネルでの配信でしょうか。それとも請負者にてYouTubeチャンネルを用意し、設定等を行う想定でしょうか。	請負者にてYouTubeチャンネルを用意し、設定等を行う想定です。
2	仕様書 3. （2）検討会及び説明会の開催支援について ・オンライン会議システムはWebex限定でしょうか。	ZoomやTeamsなど広く普及しているオンライン会議システムであれば他のシステムの利用を妨げませんが、仕様書上でWebexを指定しているため、他のシステムの利用を希望する場合は契約後に仕様の変更を協議することとなります。
3	仕様書 3. （2）検討会及び説明会の開催支援について ・検討会に参加する一般傍聴者や説明会に参加する関係自治体等御担当者について、事前の傍聴登録受付や出席者名簿の作成等も請負者にて実施する必要はあるでしょうか。	オンラインの入力フォーム等を用いた傍聴者等の受付や傍聴者等の名簿作成についてはライブ配信に係る事務に含むものと考えております。
4	仕様書 3. （7）専門家へのヒアリングについて、請負者からの提案は海外も含めても差し支えないですか。それが問題ない場合、米国環境保護庁等の海外の公的機関へのヒアリングの場合は、環境省御担当官に仲介いただくことは可能でしょうか。	提案について海外を含めることを妨げません。海外の公的機関への仲介については、可能な範囲で実施しますが、弊省担当官との協議事項とします。
5	入札説明書別添4でいう「中小企業等」の定義は、「全省庁統一資格の中小企業」ではなく、「法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう」ということで間違いないでしょうか。	入札説明書別添4でいう「中小企業等」の定義は、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等となります。